

かごしま地域塾活動支援助成募集要項

1 趣旨

この事業は、郷土に誇りを持ち、心身共にたくましい子どもを育成するために、「郷土（ふるさと）に学び、育む青少年運動（県民運動）」の組織体制やNPO・企業等との連携による組織を基盤とし、地域の縁（えにし）や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かして、地域に根ざし自立する「かごしま地域塾」を育成することを目的として実施します。

※ 「かごしま地域塾」とは

鹿児島県の教育的風土や伝統を生かし、異年齢集団での様々な体験活動を通し、子どもたちが思いやりや自律心、社会的な規範意識などを身につける活動に取り組む団体のうち、理念に基づき精神鍛錬の場や学習活動の設定、地域に根ざした活動等、一定の要件を満たしたものをいいます。

2 応募できる団体及び対象となる事業

(1) 応募できる団体

市町村、校区青少年組織、校区公民館、NPO、企業、既存の青少年団体、社会教育関係団体、ボランティア団体等の青少年健全育成を目的とした団体等。

ただし、地域塾活動を本来の目的としていない団体であっても、当該団体を母体として年間を通して、地域の誰でも参加できる地域塾活動を目的とした別団体等を組織して、現に地域塾活動を実施している団体は、応募できます。

※ 次のような団体は、応募を受け付けません。

- ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
- イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
- ウ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体
- エ 公の秩序を乱し又は善良の風俗を害する恐れのある団体

(2) 「かごしま地域塾」の要件

- ア 次代に引き継ぐ理念・精神（目標、めあて、スローガン）等を設定していること
- イ 異年齢による精神鍛錬を行う場を設定していること
- ウ 年間を通じた学習活動の場を設定していること
- エ 地域に根ざした特色のある活動を展開していること
- オ 将来的に自立、発展が可能な活動を行っていること

- ・ “異年齢による”とは
小学生、中学生、高校生、青年等で構成されていること
- ・ “精神鍛錬の場”とは
耐える力や基本的生活習慣、礼儀作法等に関する取組があること
- ・ “年間を通じた”とは
長期休暇等の一定の時期に偏ることなく、年間を通して行っていること
- ・ “学習活動”とは
地域の歴史や伝統・文化、環境等について学んだり調べたりするなどの取組があること
- ・ “地域に根ざした特色のある活動”とは
地域固有の縁や地域に蓄積された特色ある様々な知恵を生かした取組があること

3 補助金交付団体の選定方法

(1) 原則として、過去に助成実績のない団体が優先されますので、御了承ください。

(2) 補助金交付団体は、各地域振興局・支庁管内から2団体程度、県下全域で14団体程度を予定しています。

4 補助金額

補助率は、補助対象経費の2分の1以内で、補助額は、10万円を上限とします。

5 事業の実施期間

補助金の交付決定日（交付決定通知日）から令和8年3月31日までとします。
（※ 申込をされてから交付決定まで2か月程度かかりますので、御了承ください。）

6 対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費
賃金、諸謝金、旅費、保険料、需用費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、使用料及び賃借料

※ 食糧費、事務所の借料・光熱費や事務局職員の人件費等、団体の経常的な管理運営経費は対象となりません。

7 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和7年3月25日（火曜日）～令和7年4月25日（金曜日）（当日消印有効）

(2) 応募方法

次の応募書類を最寄りの地域振興局・支庁まで郵送又は持参してください。

(3) 応募書類

ア かごしま地域塾推進事業応募書（様式第1号）

イ 事業計画書（別紙1）〔※前年度活動のあった団体：事業実績書（別紙1-1）〕

ウ 事業計画のアピール（別紙2）

エ 収支予算書（別紙3）〔※前年度活動のあった団体：収支決算書（別紙3-1）〕

オ 団体概要（別紙4）

※ 収支予算書は、6月以降の分を御記入ください。（交付決定が6月頃になるため）

※ 前年度も継続して活動している団体は、当該年度の事業実績及び収支決算書も提出してください。

※ 提出していただいた書類はお返しいたしませんので御了承ください。（必要な場合は、控えを取っておいてください。）

※ 関係書類については、県のホームページからもダウンロードできます。

(4) 応募先

各地域振興局・支庁総務企画課地域振興係

※ 所在地・連絡先等は、「13 問い合わせ先・応募先」に記載しています。

8 審査基準

審査に当たっては、以下の視点等を基に行います。

(1) 「地域塾」の要件を満たしているか。

【地域塾の要件】

- 基本となる地域塾の活動要件を備えているものであるか。
 - ・ 次代へ引き継ぐ理念・精神等の設定
 - ・ 異年齢による精神鍛錬の場の設定
 - ・ 年間を通じた学習活動の設定
- 地域に根ざした特色のある活動を展開しているものであるか。
- 将来的に、自立・発展が可能な取組を行っているものであるか。

(2) 継続、発展性のある事業計画となっているか。

9 補助金の交付

(1) 補助金の交付申請

選考の結果、活動支援助成対象となった団体には、決定通知をします。その後、所定の「補助金交付申請書類」を提出していただき、「交付決定」となります。

(2) 補助金の交付

補助金は、概算払いにより交付することができることとし、事業完了後、団体からの実績報告を受けて精算いたします。このため、最終的な補助金額を確定する段階で、領収書等により支払いを確認できなかった場合など、補助対象経費が当初の事業計画より減少したときは、補助金の一部を返還していただくことがありますので御注意ください。

※ 補助金申請等の事務に係る各種の書類及び領収書等は、5年間は団体において保管（後年度の会計監査への対応）が必要です。また、予算の管理・執行は、年間を通じて、的確に行ってください。

10 報告等について

対象となる事業が完了してから20日以内、又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出していただきます。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支精算書
- (4) 対象経費の支出を示す証拠帳票類（領収書等）の写し
- (5) その他必要な書類（写真・資料）

11 情報公開・情報提供

地域塾の活動等については、県のホームページ等で公開することがありますので、御了承ください。（写真等使わせていただくことがあります）。

※ 事業の広報・啓発のために、各地域塾の活動を収めた写真等の提供をお願いする場合がありますので御協力ください。

12 「かごしま地域塾」への登録

「かごしま地域塾」未登録団体で、今回助成を受けられた団体は、「かごしま地域塾」として登録していただきます。手続きについては、後日御連絡いたします。今後、活動状況につきまして、定期的に報告をいただくことになりますので、御了承ください。

13 問い合わせ先・応募先

鹿児島県総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課青少年企画係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL：099-286-2554/FAX：099-286-5541/Eメール：youth-k@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島地域振興局総務企画課地域振興係

〒892-8520 鹿児島市小川町3-56

TEL：099-805-7206/FAX：099-805-7400/Eメール：kago-sochi@pref.kagoshima.lg.jp

南薩地域振興局総務企画課地域振興係

〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13

TEL：0993-52-1307/FAX：0993-52-1311/Eメール：minami-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp

北薩地域振興局総務企画課地域振興係

〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22

TEL：0996-25-5107/FAX：0996-25-5555/Eメール：kita-sochi@pref.kagoshima.lg.jp

始良・伊佐地域振興局総務企画課地域振興係

〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12番地

TEL：0995-63-8109/FAX：0995-63-8108/Eメール：airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp

大隅地域振興局総務企画課地域振興係

〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16-6

TEL：0994-52-2087/FAX：0994-52-2099/Eメール：oosumi-soumuchiki@pref.kagoshima.lg.jp

熊毛支庁総務企画課地域振興係

〒891-3192 西之表市西之表7590

TEL：0997-22-0498/FAX：0997-23-1161/Eメール：kumage-sochi@pref.kagoshima.lg.jp

大島支庁総務企画課地域振興係

〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3

TEL：0997-57-7218/FAX：0997-57-7219/Eメール：oosima-s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp